

福岡県公報

令和 6 年 4 月 19 日
第 489 号

目 次

告 示 (第246号 - 第256号)

- 議会の議員その他の非常勤の職員の公務災害等補償に関する条例に
基づく介護補償の額の一部改正 (総務事務厚生課) …………… 1
- 議会の議員その他の非常勤の職員の公務災害等補償に関する条例に
基づく介護補償の額 (総務事務厚生課) …………… 2
- 保安林指定施業要件変更森林の所在場所等 (農山漁村振興課) …………… 2
- 保安林指定施業要件変更森林の所在場所等 (農山漁村振興課) …………… 2
- 道路の区域の変更 (道路維持課) …………… 3
- 道路の供用の開始 (道路維持課) …………… 3
- 福岡県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励金貸付金 (滞納
者分) の債権回収業務の外部委託に係る告示 (教育庁高校教育課) …………… 3
- 福岡県農業改良資金及び林業・木材産業改善資金貸付金 (滞納者分
) の債権回収業務の外部委託に係る告示 (団体指導課) …………… 3
- 福岡県看護師等修学資金貸付金 (滞納者分) 債権回収業務の外部委
託に係る告示 (医療指導課) …………… 4
- 福岡県母子父子寡婦福祉資金貸付金 (滞納者分) の債権回収業務の
外部委託に係る告示 (こども未来課) …………… 4
- 福岡県母子父子寡婦福祉資金貸付金 (滞納者分) の債権回収業務の
外部委託に係る告示 (こども未来課) …………… 4
- 公 告**
- 土地区画整理組合の理事の氏名及び住所の届出 (都市計画課) …………… 4
- 都市計画の図書の写しの縦覧 (都市計画課) …………… 5

- 都市計画の図書の写しの縦覧 (都市計画課) …………… 5
- 開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) …………… 5
- 大規模小売店舗立地法第 6 条第 1 項の規定に基づく変更の届出
(中小企業振興課) …………… 5
- 大規模小売店舗立地法第 6 条第 1 項の規定に基づく変更の届出
(中小企業振興課) …………… 5
- 落札者等の公示 (総合政策課) …………… 6
- 開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) …………… 6

選挙管理委員会

- 公職の候補者等が使用し得る演説会施設の指定の報告 (行財政支援課) …………… 7
- 公職の候補者等が使用し得る演説会施設の異動の報告 (行財政支援課) …………… 7
- 公職の候補者等が使用し得る演説会施設の指定の取消しの報告
(行財政支援課) …………… 7

監査委員

- 監査結果の報告に係る措置の公表 (監査委員事務局総務課) …………… 7

海区漁業調整委員会

- 意見募集の結果の公示 (漁業管理課) …………… 23
- 小型定置網漁業の保護 (漁業管理課) …………… 23
- 意見募集の結果の公示 (漁業管理課) …………… 23
- 定置網漁業の保護 (漁業管理課) …………… 24

告 示

福岡県告示第246号

議会の議員その他の非常勤の職員の公務災害等補償に関する条例に基づく介護補償の額 (令和 5 年 4 月福岡県告示第289号) の一部を次のように改正する。

令和 6 年 4 月 19 日

福岡県知事 服部 誠太郎

「令和 5 年 4 月 1 日以後」を「令和 5 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日まで」に改める。

定期発行日 毎週火金曜日
[発行] 〒812-8577 福岡市博多区東公園 7 番 7 号 福岡県 総務部行政経営企画課
[作成] 〒810-0011 福岡市中央区高砂一丁目 6 番 19 号 株式会社西日本高速印刷 (電話 092-531-1766)

福岡県告示第247号

議会の議員その他の非常勤の職員の公務災害等補償に関する条例（昭和43年福岡県条例第4号。以下「条例」という。）第9条の2の規定に基づき、介護補償として支給する額を次のように定め、令和6年4月1日以後の期間に係る介護補償について適用する。

令和6年4月19日

福岡県知事 服部 誠太郎

条例第9条の2の知事が定める金額は、次の表の左欄に掲げる介護を要する状態の区分に応じ、同表の中欄に掲げる介護を受けた日の区分ごとにそれぞれ同表の右欄に掲げる金額とする。

介護を要する状態の区分	介護を受けた日の区分	金 額
常時介護を要する状態	1 1の月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日があるとき（次号に掲げる場合を除く。）。	その月における介護に要する費用として支出された費用の額（その額が177,950円を超えるときは、177,950円）
	2 1の月に親族又はこれに準ずる者による介護を受けた日があるとき（その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日がある場合にあっては、当該介護に要する費用として支出された額が81,290円以下であるときに限る。）。	月額81,290円（新たに介護補償を支給すべき事由が生じた月にあっては、介護に要する費用として支出された額）
随時介護を要する状態	1 1の月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日があるとき（次号に掲げる場合を除く。）。	その月における介護に要する費用として支出された費用の額（その額が88,980円を超えるときは、88,980円）
	2 1の月に親族又はこれに準ずる者による介護を受けた日があるとき（その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日がある場合にあっては、当該介護に要する費用として支出された額が40,600円以下であるときに限る。）。	月額40,600円（新たに介護補償を支給すべき事由が生じた月にあっては、介護に要する費用として支出された額）

福岡県告示第248号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定施業要件の変更をするので、同法第33条の3の規定に基づいて同法第33条第6項において準

用する同条第1項の規定により次のように告示する。

令和6年4月19日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 保安林指定施業要件変更森林の所在場所
那珂川市（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的
土砂の崩壊の防備
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び那珂川市役所に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第249号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定施業要件の変更をするので、同法第33条の3の規定に基づいて同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により次のように告示する。

令和6年4月19日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 保安林指定施業要件変更森林の所在場所
京都郡みやこ町（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的
水源の^{かん}涵養
- 3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及びみやこ町役場に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第250号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所に於いて一般の縦覧に供する。

令和6年4月19日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
京 築	県 道	寒 田 下別府 線	前	築上郡築上町大字本庄1831番6先から 築上郡築上町大字本庄1467番1先まで	9.8 ～ 20.0	797.4
			後	築上郡築上町大字本庄1831番6先から 築上郡築上町大字本庄1467番1先まで	9.8 ～ 20.0	797.4

福岡県告示第251号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を令和6年4月19日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所に於いて一般の縦覧に供する。

令和6年4月19日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
京 築	寒 田 下別府 線	築上郡築上町大字本庄1787番1先から 築上郡築上町大字本庄1702番1先まで
京 築	寒 田 下別府 線	築上郡築上町大字本庄1481番1先から 築上郡築上町大字本庄1467番1先まで

福岡県告示第252号

地方自治法施行令第12号の一部を改正する政令（令和6年政令第12号）附則第2条第1項の規定によりなお従前の例によることとされる同令第1条の規定による改正前の地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、福岡県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励金貸付金の債権回収業務を次の者に委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和6年4月19日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 委託先 ニッテレ債権回収株式会社
- 所在地 東京都港区芝浦三丁目16番20号
- 委託期間 令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

福岡県告示第253号

地方自治法施行令第12号の一部を改正する政令（令和6年政令第12号）附則第2条第1項の規定によりなお従前の例によることとされる同令第1条の規定による改正前の地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、福岡県農業改良資金及び林業・木材産業改善資金貸付金の債権回収業務を次の者に委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和6年4月19日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 委託先 ニッテレ債権回収株式会社
- 所在地 東京都港区芝浦三丁目16番20号
- 委託期間 令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

福岡県告示第254号

地方自治法施行令等の一部を改正する政令（令和6年政令第12号）附則第2条第1項の規定によりなお従前の例によることとされる同令第1条の規定による改正前の地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、福岡県看護師等修学資金貸付金の債権回収業務を次の者に委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和6年4月19日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 委託先 ニッテレ債権回収株式会社
- 所在地 東京都港区芝浦三丁目16番20号
- 委託期間 令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

福岡県告示第255号

地方自治法施行令等の一部を改正する政令（令和6年政令第12号）附則第2条第1項の規定によりなお従前の例によることとされる同令第1条の規定による改正前の地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、福岡県母子父子寡婦福祉資金貸付金の債権回収業務を次の者に委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和6年4月19日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 委託先 ニッテレ債権回収株式会社
- 所在地 東京都港区芝浦三丁目16番20号
- 委託期間 令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

福岡県告示第256号

地方自治法施行令等の一部を改正する政令（令和6年政令第12号）附則第2条第1項の規定によりなお従前の例によることとされる同令第1条の規定による改正前の地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、福岡県母子父子寡婦福祉資金貸付金の債権回収業務を次の者に委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和6年4月19日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 委託先 N T S 総合弁護士法人
- 所在地 東京都港区芝浦三丁目16番20号
- 委託期間 令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

公 告**公告**

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第29条第1項の規定に基づき、新宮町三代土地区画整理組合から理事の氏名及び住所の届出があったので、同条第2項の規定により次のように公告する。

令和6年4月19日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 新たに就任した理事

氏 名	住 所
阿 部 虎 彦	糟屋郡新宮町大字三代491番地1

2 退任した理事

氏 名	住 所
森 秀 司	糟屋郡新宮町大字三代483番地

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第20条第1項の規定により福岡市から送付のあった次の都市計画の図書の写しを福岡県建築都市部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

令和6年4月19日

福岡県知事 服部 誠太郎

福岡広域都市計画地区計画の決定（令和6年3月28日福岡市告示第68号）

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により福岡市から送付のあった次の都市計画の図書の写しを福岡県建築都市部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

令和6年4月19日

福岡県知事 服部 誠太郎

福岡広域都市計画臨港地区の変更（令和6年3月28日福岡市告示第69号）

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和6年4月19日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
行橋市大字宝山字アツキ690番、691番、692番2、693番、697番1、698番1、700番1及び701番1並びに字水町703番3並びにこれらの区域内の水路である市有地一部
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
行橋市南泉二丁目18番40号
社会福祉法人和泉会
理事長 坪井 大輔

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、同法第5条第1項の規定による届出があった大規模小売店舗について、変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び久留米中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和6年4月19日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 届出年月日
令和6年3月29日
- 2 大規模小売店舗の名称及び所在地
(1) 名称 イオン小郡ショッピングセンター
(2) 所在地 小郡市大保字弓場110
- 3 当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前	変更後
イオン九州株式会社 代表取締役 柴田 祐司 福岡市博多区博多駅南二丁目9番11号 外28者	イオン九州株式会社 代表取締役 柴田 祐司 福岡市博多区博多駅南二丁目9番11号 外28者

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、同法附則第5条第1項の規定による届出があった大規模小売店舗について、変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び飯塚中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和6年4月19日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 届出年月日
令和6年3月29日
- 2 大規模小売店舗の名称及び所在地
 - (1) 名称 スーパーセンタートリアル 直方店
 - (2) 所在地 直方市感田字井牟田1967番地外
- 3 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前	変更後
中友商事株式会社 代表取締役 岡崎 壽範 田川郡方城町大字伊方4735番地の5	株式会社アサイージャパン 代表取締役 岡崎 壽範 北九州市小倉北区紺屋町4番6-506号
株式会社アサイージャパン 代表取締役 岡崎 壽範 北九州市小倉北区紺屋町4番6-506号	岡崎商事有限会社 代表取締役 岡崎 壽範 田川市大字伊田2054番地

- 4 当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前	変更後
株式会社トリアルカンパニー 代表取締役 永田 久男 福岡市東区多の津一丁目12番2号	株式会社トリアルカンパニー 代表取締役 植木野 仁司 福岡市東区多の津一丁目12番2号
株式会社トリアルカンパニー 代表取締役 植木野 仁司 福岡市東区多の津一丁目12番2号	株式会社トリアルカンパニー 代表取締役 石橋 亮太 福岡市東区多の津一丁目12番2号

公告

落札者等について、次のとおり公示します。

令和6年4月19日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 契約に係る特定役務の名称
令和6年度福岡県地価調査業務委託契約

- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

- (1) 部局の名称
福岡県企画・地域振興部総合政策課
- (2) 所在地
福岡市博多区東公園7番7号

- 3 契約の相手方を決定した日

令和6年4月1日

- 4 契約の相手方の氏名及び住所

- (1) 氏名
公益社団法人福岡県不動産鑑定士協会
- (2) 住所
福岡市博多区祇園町1番40号

- 5 契約金額（消費税及び地方消費税の額を含む。）

69,523,410円

- 6 契約の相手方を決定した手続

随意契約

- 7 随意契約を行った理由

政府調達に関する協定第13条1(b)に該当

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和6年4月19日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
宗像市河東字福岡1363番1から1363番11まで並びにひかりヶ丘一丁目102番11の一部及び102番13から102番18まで
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
北九州市小倉北区明和町9-1

株式会社海王
代表取締役 竹下 晃平

選挙管理委員会

福岡県選挙管理委員会告示第14号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第161条第1項第3項に基づき、公職の候補者等が使用し得る個人演説会、政党演説会又は政党等演説会の施設を指定した旨、次のとおり報告があったので、同条第4項により告示する。

令和6年4月19日

福岡県選挙管理委員会委員長 藤井 克己

市町村名	施設名	所在地	指定年月日
うきは市	うきは市民センター	うきは市浮羽町朝田582-1	令和6年3月29日

福岡県選挙管理委員会告示第15号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第161条第1項第3項に基づき、公職の候補者等が使用し得る個人演説会、政党演説会又は政党等演説会の施設の異動があった旨、次のとおり報告があったので、同条第4項により告示する。

令和6年4月19日

福岡県選挙管理委員会委員長 藤井 克己

市町村名		施設名	所在地	異動年月日
糸島市	新	糸島市立深江コミュニティセンター	糸島市二丈深江一丁目1番20号	令和5年11月3日
	旧	糸島市立深江コミュニティセンター	糸島市二丈深江1360番地	
糸島市	新	糸島市高齢者福祉施設二丈苑	糸島市二丈深江一丁目4番7号	令和5年11月3日
	旧	糸島市高齢者福祉施設二丈苑	糸島市二丈深江1293番地1	

福岡県選挙管理委員会告示第16号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第161条第1項第3項に基づき、公職の候補者等が使用し得る個人演説会、政党演説会又は政党等演説会の施設の指定を取り消した旨、次のとおり報告があったので、同条第4項により告示する。

令和6年4月19日

福岡県選挙管理委員会委員長 藤井 克己

市町村名	施設名	所在地	指定取消年月日
直方市	直方市感田生活館	直方市大字感田2194番地1	令和5年7月14日
添田町	津野生活改善センター	田川郡添田町大字津野1754番地	令和5年3月10日
久留米市	久留米共同福祉施設文化センター共同ホール	久留米市野中町959番地	令和6年4月1日

監査委員

監査公表第14号

令和5年6月2日付けで公表した、包括外部監査人西秀雄が実施した「県有施設の管理運営に関する財務事務の執行について」に関する包括外部監査の結果に基づき、知事から措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定により、次のとおり公表する。

令和6年4月19日

福岡県監査委員 塩川 正一
同 世利 洋介
同 森 行一
同 大島 道人

5行第4583号
令和6年3月27日

福岡県監査委員	塩川	正一	様
同	世利	洋介	様
同	森	行一	様
同	大島	道人	様

福岡県知事 服部 誠太郎

令和4年度包括外部監査の結果に係る措置について（通知）

このことについて、地方自治法第252条の38第6項の規定に基づき、別紙のとおり通知します。

県有施設の管理運営に関する財務事務の執行について

【個別施設について】

〔総務部〕

行政経営企画課	監査の結果及び意見	講じた措置等
<p>①福岡県公文書館</p> <p>(意見8-1-1) 再委託の承諾について</p> <p>付帯設備保守及び清掃等業務委託契約（平成29年4月11日～令和4年3月31日）について、契約初年度に再委託に係る承諾を行った事實は確認できなかった。</p> <p>再委託の承諾がない再委託については、直ちにその内容を確認し承諾手続を実施された。</p> <p>なお、当該契約は5年間の契約であったが、長期継続契約においても再委託先の業者が毎年年度変更される可能性もあるため、契新たに再委託の承諾を行う必要がある。</p> <p>また、事務処理の効率性のために、長期継続契約において、契約当初に再委託の承諾をする場合には、先方より再委託予定の業者とその予定期間を記載した文書を入力して承諾を行い、予定と異なる業者に再委託を行う場合には、その都度承諾依頼の文書を入力し、承諾の可否を検討することが望ましい。</p>	<p>再委託承認手続きを令和5年1月13日に実施させた。</p> <p>従前、再委託の承諾について、認識が不足していたため、各業務担当には、会計事務研修を受講させるとともに、業務の引継ぎにあたっては、再委託の承諾について、遺漏のないよう指導した。</p>	
<p>財産活用課</p> <p>①本庁舎（行政棟）</p> <p>(指摘1-1-1) 執務室内の整理について</p>	<p>視察した執務室では、過年度の資料、備品等が雑然と置いてある状況であり、資料の盗難・紛失による情報漏洩、備品の盗難が生じても適時に発見できない可能性がある。</p> <p>福岡県庁内管理規則には、室内管理に係る管理者及び職員の間・義務は規定されているものの、具体的な室内整理方法について規定されていない。行政文書管理に関する規程、及び備品管理に関する規程の趣旨を踏まえ、かつ、執務スペース確保及び執務環境の改善の観点を加えた具体的な室内整理に関するルールを設け、運用を行うことを検討されたい。</p>	<p>庁舎管理、文書管理及び安全衛生管理の所管課連名で、各執務室管理者に対し、業務スペースの確保及び執務環境の改善の推進についての通知文書を令和5年7月27日に発出し、日常的に整理・整頓等を指示した。</p> <p>また、令和5年度の職場巡視において整理・整頓を重点事項とし、日常的な整理・整頓については各部署に共有するとともに、職場巡視の結果については各部署に共有するとともに、同様の事例が発生することのないよう、指導を徹底した。</p>
<p>(指摘1-2) トレーニング室の整理について</p> <p>南棟地下1階に設置されている職員向けトレーニング室に、私物と推定されるトレーニングシューズやウェアが放置してある。私物放置を撤収し、取得物の届出を受けた日から7日以内に遺失物返還の請求がない場合は、事務処理の上警察署長に提出することになっているが、ルール通りの運用が行われていない。</p> <p>また、遺失物のうち財産価値がきわめて低いと判断されるものについては、警察署長に提出せずに、引き続き保管できると規定されている。その場合でも、適切な手続を経て約6か月後には廃棄処分するものとされている。</p> <p>遺失物に関して、福岡県庁内遺失物事務処理要領に基づき適切な事務処理を行われたい。</p> <p>また、上記要領に明確に示されていない「遺失物のうち財産価値がきわめて低いと判断されるもの」については、その判断基準を明確にするとともに、保存場所とその記録について規定することを検討されたい。</p>	<p>放置された私物は令和5年4月上旬にすべて撤去するとともに、私物をトレーニング室に放置せず毎日持ち帰るよう、改めて利用上の注意事項を掲示した。</p> <p>今後も、福利厚生施設の所管課において使用状況を随時確認（職員が毎月巡回）し、私物放置等があれば直ぐに撤去するよう指導していく。</p>	<p>警察への届出については、拾得物の所有権の移転を希望する拾得者がいた場合を想定し、「福岡県庁内遺失物事務処理要領」を改正し、所有権の移転を希望する者がいる場合は、「遺失物返還の請求を待たず、拾得物の届け出を受けた日から7日以内に警察署長に提出する。」ことを加えた。所有権の移転が伴わない拾得物については、各庁舎管理者において、保管期間後、適時適切に、警察署へ提出するよう、令和5年7月24日に通知により指示した。</p> <p>また、「遺失物のうち価値がきわめて低いと判断されるもの」については、「傘、文房具、衣料品又はその他大量生産された量販店等で販売されているような商品等」とのことを示し、通知により指示した。</p>
<p>(意見1-1-1) 遺失物に関する事務について</p> <p>執務室内に書類等に紛れて、令和3年10月28日以降令和4年3月29日までに拾得し、令和4年10月17日に警察署長に届出した遺失物が保管されていた。</p> <p>拾得物は、取得物の届け出を受けた日から7日以内に遺失物返還の請求がない場合は、事務処理の上警察署長に提出することになっているが、ルール通りの運用が行われていない。</p> <p>また、遺失物のうち財産価値がきわめて低いと判断されるものについては、警察署長に提出せずに、引き続き保管できると規定されている。その場合でも、適切な手続を経て約6か月後には廃棄処分するものとされている。</p> <p>遺失物に関して、福岡県庁内遺失物事務処理要領に基づき適切な事務処理を行われたい。</p> <p>また、上記要領に明確に示されていない「遺失物のうち財産価値がきわめて低いと判断されるもの」については、その判断基準を明確にするとともに、保存場所とその記録について規定することを検討されたい。</p>	<p>現在、対象パソコンの廃棄方法について、情報管理所管理部に相談をしており、その結果に基づき、適切に廃棄を行う。</p>	
<p>(意見1-2) 備品管理台帳に登載されていないパソコンについて</p> <p>執務室内に備品管理台帳に登載されていない財産活用課が管理しているパソコン3台が保管されていた。当3台のパソコンについては、過去使用していたこととあるが近年使用した実績はなく、今後の使用見込みもないこととある。</p> <p>使用見込みがないパソコンについては、ハードディスク破損など情報漏洩リスクを0にする対応をたうえて、廃棄等を実施することを検討されたい。</p> <p>使用見込みがあるパソコンについては、現行の情報資産管理ルールに基づき管理を実施されたい。</p>		

<p>②千代合同庁舎</p>	<p>(意見2-1) 不用品の整理について 使用見込みのない接家具等が保管されている。なお、当該家具は備品管理台帳に登録されており、施設譲渡前から使用していたものと推測される。 使用見込みがない不用品については、適時に廃棄等を行うことを検討されたい。</p>	<p>現在、物品管理の所管部署に對し物品の処分を行う上で必要な手続きを行っており、当該手続きが終わり次第、処分する。</p>
<p>③福岡県北九州西県事務所</p>	<p>(意見3-1) 雨漏りと屋根の防水工事について 屋根を視察すると、所長室の上部にあたる屋根部分は防水工事が行われていたが、その他の部分は予算が取れないとして、ここ数年、防水工事などの対策は取れない状況にあった。屋根の一部については近年に防水工事が行われていたが、それ以外の部分からは雨水の浸食があり、コンクリートのクラックなどを通して建物躯体の老朽化を促進する恐れがある。従前の防水工事の効果が経年により十分ではないと判断される場合には、早急に屋根等の防水対策を行うことで建物躯体の維持、長寿命化を図られたい。</p>	<p>大規模改修工事（屋上防水、外壁改修）に向けて、工事に必要な設計図や仕様書を作成した。</p>
<p>(指編3-1) 指名競争入札の参加者について 平成30年3月12日の指名競争入札参加者選定委員会における資料では、入札参加予定業者として6社が提示されていたが、平成30年3月13日の指名競争入札参加者選定委員会委員長の通知では、7社が入札参加者として通知されていた。間違った情報が行われるべきである。また、通知を受けた部署も、それが当初の資料と異なる結果であれば、その理由を確認し、単なる間違いであったとしても、正しい通知書をもって通知するように依頼すべきであった。入札参加者選定手続きは、入札の公平性を担保する重要なものを行うこと、特に留意されたい。</p>	<p>同様の事例が発生しないよう、担当者に対し、入札参加者選定結果の通知の際は、選定委員会資料と通知文に相違がないか確認し、通知するよう指示した。 また、通知を受け取った所属においても、担当者に対し通知結果と所属が提示した内容が相違ないか確認するよう指示した。</p>	<p>同様の事例が発生しないよう、担当者に対し、入札参加者選定結果の通知の際は、選定委員会資料と通知文に相違がないか確認し、通知するよう指示した。 また、通知を受け取った所属においても、担当者に対し通知結果と所属が提示した内容が相違ないか確認するよう指示した。</p>
<p>(意見3-2) 清掃作業など施設内で業務に従事する者の事前届出について 庁舎清掃業務について、業務開始時点での清掃員の届出、変更手続、敷地内作業の許可証の交付に係る手続きが、契約書、仕様書等で明示されていない。 清掃などの業務を外部の民間企業に委託し、その民間企業に所属する者が施設に入入りする場合には、民間企業との委託契約の仕様に契約締結後の業務開始時点で、業務の担当者の届出を行うことと、変更があった場合にも変更届出を行うように規定することが望ましい。 臨時的な場合を除き、委託業務の実施体制（複数者で行う場合にはその監督者）、施設への出入りを行う者、所属などを把握するため、①担当者、②担当者への連絡先、③所属先は事前に把握しておくことが望ましい。また、資格が必要な業務などは契約当初のみでなく、例えば1年に1回など、その資格を継続的に保有している者が従事しているかどうか（条件を満たさないか）と失効する資格もある）を確認するため、追加で記載することが望ましい。</p>	<p>令和5年度の契約から、遵守事項として、契約締結後速やかに、業務従事者の氏名等を届け出ること、変更しようとする場合にも同様とすることを記載した。 なお、当該業務は、資格が必要な業務ではない。</p>	<p>令和5年度の契約から、遵守事項として、契約締結後速やかに、業務従事者の氏名等を届け出ること、変更しようとする場合にも同様とすることを記載した。 なお、当該業務は、資格が必要な業務ではない。</p>
<p>総務事務厚生課</p>	<p>①単身寮（春日原）</p>	<p>寮に對する私物撤去の指導を継続して行った結果、令和4年12月17日に私物撤去が完了した。 今後も職員による現場確認を適宜行うことと併せて、私物の放置が確認された場合には指導を徹底する。 また、入居者に配布する「入居のしおり」において共用部の利用ルールに係る記載を追記し、今後新たに入居する職員に對して周知することとした。</p>
<p>(指編13-1) 私物放置について</p>	<p>建物内共有スペースには、多くの私物が放置されていた。直ちに私物撤去を行い寮の住環境改善及びその維持を図られたい。 県では、現地確認等により懸念事項がある場合には、注意喚起チラシを作成して掲示板に掲示している。これは、寮の入居者は独身者など必要に応じて指導を実施している。また、資格が必要な業務などあり、家族とともに入居する一般住宅と比較して住環境に對する配慮が不足するケースを想定しての対応であることが考えられる。しかし、今回のように上記県での対応では懸念事項は解消できない状況が発生しているため、寮に對しては独身者という住環境に与えるリスク認識を高め、懸念事項を具体化したうえで所管による現場確認と現地指導を強化することとしたい。</p>	<p>寮に對する私物撤去の指導を継続して行った結果、令和4年12月17日に私物撤去が完了した。 今後も職員による現場確認を適宜行うことと併せて、私物の放置が確認された場合には指導を徹底する。 また、入居者に配布する「入居のしおり」において共用部の利用ルールに係る記載を追記し、今後新たに入居する職員に對して周知することとした。</p>

<p>(意見13-1-1) 委託業務実績の確認について</p> <p>委託業者からの報告様式である「福岡県職員住宅巡回確認表様式3」に添付されている巡回日の写真が、複数の月で重複して使用されていた。</p> <p>県は、委託業者からの月次報告を検証し、委託業者が仕様どおりに実施されていることを慎重に確認されたい。</p> <p>また、当該委託業務は単に県有施設の維持・清掃保全が目的ではないと、居住する県職員による職員住宅の使用美態を把握することも目的としている。</p> <p>「(指滴)私物放置について」に記載した状況、寮敷地内の不十分な除雪の状況、もしくは県職員の職務違反が疑われる私物放置の状況は、委託業者からの報告書に全て記載されている。</p> <p>県は、委託業者から県職員による職員住宅の不適切な使用が報告された場合には、直ちに正しい状況確認を行い、必要な場合には県職員に対して厳正な是正措置を指導することを検討されたい。</p>	<p>写真の重複使用が事務処理ミスであったことから、委託業者に対し再発防止を指導するとともに、令和5年度から同業務委託の報告書において下記の点を確認できるように改めた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・写真撮影の際には撮影日が記載されるカメラの機能を用いることを義務付け、巡回日を確認できるようにした。 ・疑義が生じた際に、速やかに業務履行状況を確認できるように、記録を作成し契約終了から5年間は保存させることとした。 <p>寮の不適切な使用が認められた場合は、職員による現地確認等を適時実施し、必要な場合は是正措置を実施する。</p>
<p>防災危機管理局消防防災指導課</p>	
<p>①消防学校</p>	
<p>(意見5-1-1) 入校経費管理事務処理規定について</p>	
<p>入校経費負担金収入及びそれを財源とした入校経費は、県の歳入、歳出として取り扱われていない。出納員名義の口座に出納し、出納員個人が任意団体となって会計処理を行っている。</p> <p>消防学校では、福岡県消防学校入校経費管理事務処理規程に基づき、消防職員、消防員等の食費、図書教材費、調査研究費及び共益費(以下、「入校経費」という)を入校生が負担することとなっている。</p> <p>負担金は入校生個人が入校消防学校に入金するのではなく、消防職員、消防団員等が所属する市町村が負担し、市町村より負担金として福岡県消防学校に入金されるものである。</p> <p>福岡県消防学校入校経費管理事務処理規程には、負担金は「入校生からの預り金」であることが明記されているが、預り金の精算及び返還についての規定がない。</p> <p>福岡県消防学校入校経費管理事務処理規定に、預り金の精算及び返還について規定し、精算、返還処理を行うにあたっては、規定に基づいて行われたい。</p>	<p>福岡県消防学校入校経費管理事務処理規程の一部改正を行い、「入校経費の返還」「翌期への繰越し」の規定を新たに追加し、預り金の精算及び返還についての規定を設け、令和5年4月1日に施行した。</p>
<p>【人づくり・県民生活部】</p>	
<p>監査の結果及び意見</p>	
<p>文化振興課</p>	
<p>①福岡県国際文化情報センター</p>	
<p>(意見9-1-1) 未使用の録画済ビデオテープについて</p>	
<p>録画済みビデオテープとして備品台帳に登録されている、VHSビデオテープ10本、ハイビジョン映像4本が数年使用されておらず、今後も使用する予定はない。</p> <p>重要物品として備品台帳に登録されているため、ビデオテープに収録された動画の製作には金額の重要性がある。</p> <p>一方で、記録媒体はビデオテープであるため現時点で簡単に閲覧できる状況ではない。</p> <p>当該動画の永久等長期間保存の必要性を検討し、保存の必要性がある場合には、将来においても閲覧可能な状態で保存することが望ましい。</p>	<p>指定管理者に対し、当該記録済ビデオテープ全14本の記録内容を精算した上で、長期保存を行う記録内容を決定するよう指示した。</p> <p>指定管理者において内容確認を行い、1本の記録内容をDVDに移行して長期保存することを決定した上で、令和5年8月、記録済ビデオテープ全14本の物品返納手続を行った。</p>
<p>(意見9-2) 基本協定に基づいた業務の報告について</p>	
<p>指定管理者から提出される報告書(月次の定期報告書)を確認したところ、業務及び設備名が管理仕様書と合致していない箇所が見られた。</p> <p>また、具体的な実施回数に記載されていないため、設備の整備・点検等の回数が管理仕様書の要求通りに実施されたかどうかを、確認することが出来ず、年度の事業報告においても「センターの諸施設の維持及び保守に関する業務」の実施状況については具体的な記載はなかった。</p> <p>指定管理の実施報告は、指定管理の管理仕様書に則って行うことが望ましい。業務及び設備名は管理仕様書の記載と一致させることと、管理仕様書に具体的な回数に記載されている場合には、具体的な実施回数なども記載し、県より要望が望ましい。</p> <p>県は、指定管理が管理仕様書に則って行われているかどうかを確認する必要があるため、指定管理の実績報告書は、可能な限り基本協定書、年度協定書、管理仕様書の文言を使用するとともに、管理仕様書に整備・点検回数を明記している場合には、実際行われた回数を実績報告書に明記するよう指定管理者に指導されたい。</p>	<p>令和5年4月の月次定期報告書から書式を見直し、諸施設の維持・保守に係る管理仕様書どおりに点検等を行ったかか明記することとした。</p> <p>県では、本報告書により、毎月、設備の整備・点検等が管理仕様書どおり適切に行われているか確認を行っている。</p>

<p>②福岡県立もちもち文化センター (指摘10-1) ポスター掲示に係る掲示許可について</p> <p>4階貸し会議室に、掲示許可が得られないポスター掲示があった。 当該会議室は、カルチャークールに賃貸しているスペースに含まれていない。センターは一般利用と同様に、当該会議室の利用の際にはその都度利用手続きをしている。 ポスターの掲示については、希望者からの掲示申請を指定管理者が受け、その掲示内容や掲示場所が公の施設での掲示にふさわしいものであるか検討して許可を行う必要がある。 ポスターの掲示箇所については県民が誰でも利用可能な貸し会議室であることを踏まえて、貸し会議室を専用スペースとして利用していると誤認されるような掲示は望ましくない。 ポスターの掲示については、適切な掲示場所での掲示を行うことが望ましい。</p>	<p>令和4年11月14日に指定管理者が当該ポスターを除去しており、当該でも現場確認を行った。 また、指定管理者に対して、利用者のポスターの掲示場所を3階会議室に限定し、利用者から掲示の希望があった場合は、その内容について問題がないか確認したうえで許可をするよう、令和5年3月22日に文書により指導した。</p>
<p>(意見10-1) 寄贈された美術品の管理の必要性について</p> <p>寄贈時の資料が残っており、取得経緯や正確な価値が不明な美術品(屋久彩画工品及びプロンズ像)が展示してあった。 過去から展示されているものもあり、指定管理者の所有ではなく、県所有財産であるとのことである。 県の備品管理は、備品台帳に記載の備品について、備品の現物を確認することにより主眼が置かれており、網羅的に備品台帳に登録されているかの観点では行われていない。したがって、備品が存在しても備品台帳で管理されていない恐れがある。 特に寄贈等で支出を伴わずに取得した美術品は、備品台帳への登録が漏れている可能性があることから、価値のある美術品について盗難が生じている可能性が低くない。価値があるか否かの判断は容易ではないが、PCやネットオークションにて容易に有無を把握可能なものも存在する。 美術品については、価値があることが判明した段階で備品台帳へ適切に登録を行うことが望ましい。</p>	<p>もちもち文化センターに存在する美術品7点の評価額を調査し、評価額が5万円を超えるものについて、備品登録を行った。</p>
<p>(意見10-2) 指定管理者の管理対象となる敷地の明確化について</p> <p>県が実施した指定管理者の公募において、指定管理者が管理すべき建築物は示されているが、敷地の範囲が不明瞭なまま公募を行っている。 本施設は、福岡県立福岡勤労青少年文化センターとして設立され、平成19年にはその一部である体育館施設のみを福岡市に譲渡された。そのため、県の施設と福岡市の施設が同一のエリアにあり、指定管理者が管理すべき敷地の範囲が不明瞭となっている。 もちもち文化センターは県有施設と福岡市有施設が同一敷地内にある特殊性を考慮し、応募者が責任範囲を認識できるように、公募資料にて管理対象となる敷地の範囲を明確にすることが望ましい。</p>	<p>指定管理者が管理すべき敷地の範囲を示す資料を指定管理者に提供した。 また、新たに敷地に係る資料を作成し、令和6年度の次回公募の際に提示することとした。</p>
<p>③福岡県立あまぎ水の文化村 (意見29-1) 敷地内の建築物に係る管理について</p> <p>当該小屋は指定管理者が管理すべきものと認識されていなかったが、小屋の隣には自動販売機も設置されており、県民が自由に利用できる休憩場所として利用することが想定される。 県が設置を承認している小屋で、指定管理者の管理がされていない小屋を県民が利用できる状況となっていた。 指定管理者は、過去に県に設置を申請した経緯を踏まえて、適切に当該小屋を管理する必要がある。 なお、当該小屋については、施設内の視察にて発見したものであっても、県が施設を訪問した際に、県有施設以外で県有敷地に認識していない建築物がないか、その管理主体の確認等について確認するため、定期的に施設を視察することが望ましい。</p>	<p>当該小屋を適切に管理するよう指定管理者に書面で指導した。 また、県の職員が施設に出張する際に、適切に管理されていない建築物がないか確認することとし、令和5年3月に確認の上、漏れがないことを確認した。</p>
<p>(意見29-2) 長期間未利用となっている備品の取扱いについて</p> <p>県が指定管理者に求める備品の現物管理は、年次報告にて指定管理者に備品台帳については報告を求めていたものの、備品の利用状況についてまで報告を求めていない。そのため、県は指定管理者に貸与している備品が未利用となっていることについて認識していなかった。 長期間未利用である備品を把握するため、備品の利用状況や長期未利用となっている備品の有無についても報告を求めることが望ましい。 なお、備品を保管している部屋は机等、備品でいっぱいであった。当該自動販売機は保管のためにかながらのスペースをとっていた。利用見込みのない備品については早急に廃棄や売却等、必要な措置を行うことが望ましい。</p>	<p>自動販売機(券売機)については、今後の利用見込みがないことを確認したため、令和6年度中に処分するよう、指定管理者へ指示した。また、備品についても、利用状況及び今後利用見込その他の貸与備品についても、令和5年度の管理備品点検結果と併せて同年度内に整理し、報告させることとした。</p>

<p>(指摘29-1) 目的外使用許可の漏れについて</p> <p>指定管理者により自動販売機の設置やクレーンゲームの設置が行われていたが、県の目的外使用許可がなされていなかった。 自動販売機の設置やクレーンゲーム等有料遊具の設置は施設の設置目的外であると考えられ、本来は、県の目的外使用許可が必要であるところも、目的外使用許可が行われていなかった。 県は必要な許可を行う必要がある。 なお、施設を視察すれば自動販売機もクレーンゲーム等有料遊具も容易にその設置を確認できたことから、指定管理者から必要な目的外使用の申請が漏れていないか等の観点で県が定期的に施設を視察し、手続漏れがないかを確認することが望ましい。</p>	<p>自動販売機(飲料)については、目的外使用許可を行った。 クレーンゲーム等の有料遊具については、目的外使用許可は行わず、撤去した。 また、県の職員が施設に出張する際に、目的外使用許可の手続き漏れがないか確認することとし、直近では令和5年3月、8月に訪問し、漏れがないことを確認した。</p>
<p>(意見29-3) 実績報告の徴収の必要性について</p> <p>管理仕様書に示す施設の維持管理業務について、指定管理者からの文書による実績報告を求めているが、県は、管理仕様書に客観的に確認するため、管理仕様書との対応が分かる実績報告を徴収することが望ましい。</p>	<p>令和5年4月分の定期報告から書式を見直し、諸施設の維持・保守に係る管理仕様書どおりに点検等を行ったかどうかを明記することとした。</p>
<p>(意見29-4) あまぎ水の文化村における県有施設運営コスト把握の必要性について</p> <p>現在、県が徴収している実績報告の収支計算書では県有施設と朝倉市有施設が一体となったものを提出させているが、県は県有施設のみに係る経費を把握するための実績報告を徴収していない。 そのため、県有施設の維持運営等どの程度の管理コストがかかっているかを把握できない状況となっている。 県は県有施設に係る維持運営コストを把握するために、現在の実績報告書の様式に管理経費の内訳が分かるように指定管理者に指導することが望ましい。</p>	<p>収支計算書について、県有施設と朝倉市有施設に区分して整理した様式に変更し、令和5年度収支報告及び令和6年度収支計画から、新様式で提出させることとした。</p>
<p>(意見29-5) あまぎ水の文化村における持続可能な指定管理者制度の運用について</p> <p>県は、これまで蓄積した地域とのネットワークや水源地域の振興に際して個別満足しているが、出資した平成6年当時と比べ、長期金利が大幅に低くなってきているにも関わらず、現在も無償で施設運営(指定管理)の委託を行っている。 現在の指定管理者を継続することが、財政的にも、蓄積した地域とのネットワークや水源地域の振興に係るノウハウを活かしながら、円滑で効果的な運営のためにも最適と判断するのではあるが、持続可能な指定管理制度となるような検討を行うことが望ましい。 現在、光熱水費の高騰等、物価変動も著しく、指定管理者の財政赤字は拡大することが予想される。現在の指定管理の在り方が最適なものかを検討する必要がある。 仮に、現在の指定管理者を継続することが最適であると判断した場合、指定管理者の管理経費削減の努力を行うこともなお指定管理者の基本財産運用利益や自主事業で獲得する収益で不足する財源については指定管理者として指定運営に支払うことを検討することが考えられる。その場合、施設運営で必要となる指定管理料を試算し、指定管理者として不足する財源を県が予算措置することが考えられる。</p>	<p>あまぎ水の文化村は甘木市(当時)の要望により建設され、甘木市の他、県や周辺自治体、地元企業の寄付による基本財産の運用益により運営している。出捐に当たっては、「将来的に全体の収入に不足を生じていても、その増額等の新たな依頼はしない」旨約束されている。</p>
<p>①福岡県動物愛護センター</p> <p>(意見7-1) 再委託の承認について</p> <p>再委託について承認をする趣旨は、委託業者が主たる委託業務を担当せず、下請け再委託にだすことにより生じる責任関係の不明確化を防ぐものである。 したがって、包括的な再委託をしていないが、再委託すべきでない業務が再委託されていないか、県として業務を委託すべきでない業者への再委託を行っていないかを確認するためのものでもあつた。その趣旨から、業者名の記載がないまま再委託の承認を行うことは望ましくない。 再委託の承認依頼にあたっては、再委託する業務名、再委託先、再委託期間を記載した依頼書類を入手し、承認することが望ましい。</p>	<p>再委託の承認依頼にあたっては、再委託する業務名、再委託先、再委託期間を記載した依頼書類を入手し、承認することとした。 令和3年4月1日の承認依頼時点で、すでに相手先が確定している契約については、(公財)福岡県動物愛護センターから、再委託の承認依頼と同時に再委託する業務名、再委託先、再委託期間を記載した委託予定業者名等の一覧を徴することとした。</p>
<p>保健医療介護部</p>	<p>講じた措置等</p>

福祉労働部

福祉労働部	講じた措置等
福祉総務課	
<p>①福岡県総合福祉センター (意見25-1) 未利用スペースの有効活用の検討について</p> <p>新型コロナウイルス感染症拡大以降、閉鎖されている図書コーナー内のDVDの閲覧スペースがあった。指定管理者へのヒアリングの結果、2020年4月以降、利用制限されており、2年半以上、未利用となっていることであった。 新型コロナウイルス感染症の影響は長期化する可能性が高く、このままの状態を継続することは施設の有効活用の観点から望ましくない。図書コーナー内のDVDの閲覧スペースについては規模の縮小や利用目的の変更など、今後の取扱いを検討することが望ましい。 (意見25-2) 利用者を想定した維持管理の必要性について</p> <p>当該施設は障がい者関連団体が多数入居している施設であること、点字図書館を有する施設であり視覚障がい者の利用も他施設に比べて多いものと思定されることからバリアフリー対応について配慮を行う必要がある。 県及び指定管理者は、実際に視覚障がい者が利用するとした場合の導線の確認等、想定する利用者の立場からバリアフリー対応が十分であることを確認することが望ましい。</p>	<p>新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付け変更（5類移行）に伴い、令和5年5月9日以降、図書コーナー内のDVDの閲覧スペースを、感染症拡大以前の従来の利用目的の場所として開放した。</p> <p>視覚障がい者が利用するとした場合の導線の再確認を行い、点字案内が不十分な箇所には、点字を設置した。（令和5年12月3日～12月13日）に実施。施設が大きいいため順次確認と設置を行った。）</p>
障がい福祉課	
<p>①福岡県障がい者就労支援ホームあけぼの園 (指28-1) 指定管理者交代の際の備品管理責任について</p> <p>指定管理者の交代の際には前任の指定管理者の責任で不要な備品の処分が行われるべきであったにも関わらず、実際には処分が行われておらず、施設の備品倉庫に放置されたままとなっていた。 指定管理者が交代した際の間の引継ぎに際しては、県は基本協定に定める取り決めに従って、新たな指定管理者に引き継ぐ備品について必要なものについては指定を行うとともに、前任の指定管理者が必要な備品を残していないかについても県は十分に確認する必要があるためにも、不要な備品は前任の指定管理者の責任で処分する必要がある。 現在は、不要な備品が倉庫に残っており、不要な備品については現在の指定管理者と協議の上、早急に処分を検討することが望ましい。</p> <p>労働局労働政策課</p>	<p>指摘を受け、速やかに当該物品の品目等を一覧にして、県及び現指定管理者と双方で確認し、必要な物品は県物品として受入を行うとともに、不要物品は処分を行った。 なお、指定管理者は、協定に基づき備品等を適切に管理する必要があるため、現指定管理者に対し県物品の取扱いについて改めて文書でも指導した。</p>
労働局労働政策課	
<p>①福岡県立北九州勤労青少年文化センター (意見24-1) 講師が利用する持ち込み楽器の保管について</p> <p>県の施設であり、当該音楽室は一般利用者にも貸出しを行う部屋であることから、施設の私的利用を疑われるような行為は県として容認すべきでない。 講師の楽器について施設で保管する必要があるのであれば、指定管理者の事務所等、指定管理者の責任管理下で保管することが望ましい。</p> <p>(意見24-2) 長期間未利用となっている備品の取扱いについて</p> <p>県が指定管理者に求める備品の現物管理は、年次報告にて指定管理者に備品台帳については報告を求めたものの、備品の利用状況についてまでは報告を求めていない。そのため、県は指定管理者に貸与している備品が未利用となつていくことについて認識していかねばならなかった。 長期間未利用である備品を把握するため、現物の有無だけではなく、備品の利用状況や長期未利用となつている備品についても報告を求めることが望ましい。 今回、発見された長期未利用の備品2点は換金性がある備品と考えられるため、長期間未利用で換金性が認められるものについては、売却を含めて検討することが望ましい。</p>	<p>講師の楽器（三味線）については、令和5年3月に音楽室内の施設できる倉庫へ移動させ、今後は指定管理者の責任管理下で保管するよう指示した。</p> <p>年次報告における備品の利用状況の報告により、使用実績のない備品の確認をさせるとともに、当該備品については、売却も含めた処分を行わせることとした。</p>

<p>(意見24-3) 県備品の管理について</p> <p>県の備品である琴に個人の名前のラベルが張られていた状況について指定管理者にとりアリアリとしたところ、自主事業で行っているキャラクターグッズ販売において講座利用者が利用する際、どの楽器を利用するかが分かるように名前のラベルを貼付しているとのことであった。</p> <p>琴は県有備品であり、個人の専有物として利用していると誤認される恐れがある。</p> <p>琴は県有備品であり、個人の専有物として利用していると誤認されないように名前のラベルは利用するべきではない。</p> <p>琴には備品管理ラベルと別に管理のための連番のラベルが貼付されており、その連番を利用して利用者がどの楽器を利用するかについて分かるように利用者に周知し、個人の専有物として利用していると誤認されないようにする必要がある。</p>	<p>令和5年3月に、琴に貼られていたラベルを全て撤去させるとともに、今後は、連番のラベルを利用して対応するよう指示した。</p> <p>併せて、指定管理者に、施設利用者に対し、今後ラベルの貼り付けを禁止する旨の説明を行わせた。</p>
<p>(指摘24-1) 美術品の適切な管理について</p> <p>備品登録されている掛け軸については、備品ラベルが箱に残っていたものの、写真が残されておらず対応する掛け軸が具体的にどれかが不明瞭な状況となっていた。</p> <p>価値のある美術品のすり替えや盗難を防ぐためにも現物を特定できるようにすることは県の財産管理上、重要である。</p> <p>美術品の管理に際しては、通常の備品の管理と異なる面があることを認識し、財務規則に促った備品管理を行う必要がある。</p>	<p>備品登録されている美術品については、現物の写真を添付した美術品台帳(県財務規則様式第207号)を作成した。今後は、財務規則に則り適正に管理していく。</p>
<p>(意見24-4) 基本協定書の管理仕様書の定め必要性について</p> <p>福岡県立北九州勤労青少年文化センターについては、基本協定に管理仕様書に係る定めがなかった。</p> <p>管理仕様書に法的な根拠を持たせるためにも、管理仕様書は基本協定にその取扱いを明示し、指定管理者に基本協定に基づく要求事項であることを示すことが望ましい。</p>	<p>令和5年3月に指定管理者へ説明を行い、次回指定管理者選定時(令和8年度)に、基本協定書に管理仕様書に係る規定を追加することとした。</p>
[商工部]	
監査の結果及び意見	
講じた措置等	
商工政策課	
①大阪事務所、所長公舎	
<p>(意見27-1) 大阪事務所長公舎の継続保有について</p> <p>大阪事務所長公舎は、現在大阪事務所長の住居、つまり職員住宅として利用されている。「公舎」と施設名称が付されているが、執務や災害等の非常時における役割が与えられた施設ではない。</p> <p>大阪事務所は平成24年8月に当時の所管課長(商工部商工政策課)に対して、「大阪事務所が職員の居住の用に供するため確保する住宅について(協議)」の事務連絡を行い、公舎についての検討を行っている。</p> <p>当事務連絡での課題認識とその対応に不合理な点は見受けられませんが、そこから10年経過した現時点においても課題対応が実現せず、当公舎の県保有が継続されている。</p> <p>大阪事務所長公舎の保有目的、将来における利活用の可能性、現在の課題認識、及び財産価値等を踏まえて、売却を念頭に置いた継続保有の是非を検討されたい。</p>	
新産業振興課	
①福岡県立飯塚研究開発センター	
(意見17-1) 危険性がある箇所への表示について	
<p>タイル落下の恐れがある箇所については、真下にコーンを設置しては分かりづらい状況である。</p> <p>安全性に問題のある箇所について、施設利用者が立入を行わないように明確な掲示を行うことが必要である。立入禁止の表示方法について改善の余地がないか、利用者の視線で検討を行う必要がある。</p>	<p>令和5年3月15日、危険箇所であることが利用者により一目で伝わるよう、複数のコーンの間に「タイル落下の恐れ 立入禁止」と掲示した。</p>

<p>(意見17-2) 施設の未利用スペースに係る網羅的な検討の必要性について</p> <p>当該施設の宿泊機能は廃止している。それにとまない、宿泊室は、研究開発室や会議スペースにその用途が変更されているが、リネン室は利用目的を検討する対象から漏れている。 なお、当該リネン室はその形状から用途への変更が難しく、入居企業の倉庫としての利用程度しか想定されないとのことである。建設から30年が経過している施設であることから、当初は必要であった施設の機能やスペースでも、その後の産業構造や経済環境の変化により不要となったことは想定される事象である。 施設の有効活用を検討するためにも、施設に未利用のスペース等がないかについては網羅的に把握・検討する必要がある。 網羅的な把握のためには、フロア図や敷地図を基に網羅的に未利用の部屋やスペース、設備がないかのつづしこみを行う必要がある。 あわせて、県は、施設内の未利用箇所について現地の視察や指定管理者へのヒアリングを通じて認識に漏れがないかについて確認する必要がある。</p>	<p>令和5年3月17日、指定管理者と当課職員で、フロア図や敷地図を基に再度センター内を巡回し、施設内の未利用箇所について網羅的に確認した。 令和5年度以降も、年1回は確認作業を実施することとし、未利用スペースについては、新たな活用方法について、費用やニーズを分析し、引き続き検討していく。</p>
<p>(意見17-3) 管理仕様書に対応する実績報告の徴収について</p> <p>県が指定管理者に対し毎年文書で提出を求めている実績報告が、管理仕様書で定める委託業務に対応する形になっておらず、管理仕様書に示す施設の維持管理業務について、指定管理者からの文書による実績報告では適切に業務が遂行されたかどうかの確認が難しい。県が、管理仕様書に基づいた施設の維持管理の実施状況を客観的に確認するため、管理仕様書との対応が分かる実績報告を徴収することが望ましい。</p>	<p>管理仕様書に示す施設の維持管理業務が履行されたことが文書で確認できるよう、当課と指定管理者で協議の上、管理仕様書との対応がわかる実績報告の様式を新たに作成した。当該様式については、令和4年度実績報告提出時に既存の提出書類と併せて提出するよう、指定管理者に対し指示した。 令和5年度以降も、既存の提出書類に加え、今回作成している様式についても、指定管理者へ提出を求めるところ。</p>
<p>【農林水産部】</p>	
<p>経営技術支援課</p>	
<p>①農業大学校</p>	
<p>(意見6-1) 施設の老朽化対策について</p> <p>管理教育棟及び宿泊棟（学生寮）、いずれも老朽化が著しく、大雨の際の雨量によって雨漏りがある箇所があることから、放置すると建造物の利用可能年数を縮めることになりかねない。 雨漏りが見られる建造物については、放置すると建造物の利用可能年数を縮めることになりかねないの、防水工事などの早期の対策を行う必要がある。特に宿泊棟では、最上階ではない3階や2階の雨漏りが見られ、躯体そのものの毀損が懸念される。屋根の防水工事のみならず、全体的な外壁、ペランダの保全工事を実施することについても検討されたい。</p>	<p>管理教育棟、宿泊棟ともに、令和5年12月から、外壁の浮き・ひび割れやペランダ及び屋上の防水層に係る劣化状況の調査を行ったうえで、具体的な工事内容を決定することとした。</p>
<p>(意見6-2) 消火器の所定の場所での保管について</p> <p>管理教育棟2階の消火器1基が所定の場所になかった。消火器の表示板（標識）は壁に掲示されていたが、その下に保管されているはずの消火器が見当たらなかった。後日、県より管理教育棟2階の教室内で発見されたとのことであるが、トラスツッパなど本来の目的とは異なる目的に使用されていた可能性があるとのことであった。 消火器は、火災の初期消火に重要な役割を持つ器材であり、消火器の表示板（標識）の下など、所定の場所に設置しているかを定期的に点検する必要がある。 また本来の目的とは異なる目的で使用する場合、故障などの原因にもなりかねないので、本来の目的以外に使用せず、所定の場所から持ち出すことがないよう教職員と学生に周知徹底されたい。</p>	<p>消火器の設置については、年2回、業者に委託し点検を行っている。 また、令和4年12月に、本来の目的以外に使用せず、所定の場所から持ち出すことのないよう、教職員及び学生に朝礼等の機会をとらえ口頭で指導した。</p>
<p>林業振興課</p>	
<p>①福岡県立四王寺県民の森</p>	
<p>(意見22-1) 施設管理に係る県の適切な指導と状況把握の必要性について</p> <p>県は、表層コンクリートの割れや落書きなどの施設状況について、指定管理者からの報告を受けておらず、施設の現状に係る認識がなかった。 指定管理者は管理に係る現地確認を定期的にを行い、不具合等があれば県へ報告すべきであり、県は指定管理者へ施設維持のための必要な指導を行う必要がある。</p>	<p>今回、認識された施設状況については、令和5年3月に指定管理者で補修対応済み。 県からは、令和5年4月3日の年度協定締結の際、指定管理者が定期的な現地確認を行い、不具合等あれば直ちに報告するよう口頭により指導した。</p>

<p>(意見22-2) 長期間未利用となつている備品の取扱いについて</p> <p>県が指定管理者に求める備品の現物管理は、年次報告にて指定管理者に備品台帳については報告を求めていたものの、備品の利用状況については報告を求めていない。</p> <p>長期間未利用である備品を把握するため、備品の利用状況や長期未利用となつている備品の有無についても報告を求めることが望ましい。</p> <p>なお、倉庫で発見された備品は利用見込みがないと考えられるため、施設の有効活用の観点からも処分や売却を検討することが望ましい。</p>	<p>指定管理者と協議し、順次処分を実施した。</p> <p>令和5年12月8日に環境部自然環境課から、未利用品について所管施設で展示したい旨の依頼があったため、所管換を行った。</p>
<p>(指摘22-1) 県の利用許可が必要な業務について</p> <p>学習研修館にて写真展の展示が行われていた。当該写真展は宇美町、大野城市、太宰府市、指定管理者で構成される任意団体である。「福岡県民の森協議会」が主催しているものであったがその使用許可が漏れていた。</p> <p>指定管理者は、基本協定の業務内容を理解し、使用許可に漏れていないよう心掛ける必要がある。</p> <p>県は、定期報告や年度の実績報告にて指定管理者がどのような業務を行っているかを確認の上、必要な使用許可に漏れないかについて確認する必要がある。</p>	<p>例年、年度初頭に指定管理者より県に対し業務報告が提出されるため、その内容について確認し、遺漏のないよう目的外使用許可の手続きを行うよう、令和5年4月3日の年度協定書締結の際に県から口頭で指導した。</p> <p>指導の際、併せて今回の写真展についての取り扱いについても協議し、主催した福岡県民の森協議会は、県も構成メンバーとして参加する団体であり、その実施については目的外使用には当たらないと判断した。</p>
<p>(意見22-3) 個別施設計画の基本方針について</p> <p>四王寺県民の森は県民利用施設の施設類型となつていることから、令和2年度に策定された個別施設計画では、主な建物である管理センター・学習研修館及び学習展示館のみが対象となっており、野外研修場、野外音楽堂は個別施設計画の検討外となつている。</p> <p>そのため、野外研修場、野外音楽堂に係る基本方針や施設改修に係る修繕見込が個別施設計画に考慮されておらず、野外研修場、野外音楽堂の老朽化を踏まえた今後の基本方針の検討がなされていない。</p> <p>県の策定した個別施設計画では施設類型が「県民利用施設」であるが本施設の設置目的や施設の現況からいえば施設類型は「公園」に近いと考えられる。</p> <p>県の施設類型で「公園」であれば、休養施設やその他施設の種類の含まれることとなる。本施設で言えば、野外研修場、野外音楽堂についても個別施設計画の検討範囲に含まれると考えられる。</p> <p>県は、形式的な施設類型だけでなく、「個別施設ごとの維持管理・修繕・更新等に係る取組方針や具体的な実施内容、時期等を示すもの」である個別施設計画策定の趣旨を考慮して、個別施設計画の対象とする施設の範囲を検討することが望ましい。</p>	<p>四王寺県民の森は都市公園法に規定される都市公園として位置付けられていないため、施設類型を「県民利用施設」とした。また、個別施設計画策定時は延べ床面積200㎡を超えた。また、個別施設計画策定時を対象とし、これらの条件に合致しない野外研修場や野外音楽堂は対象外とした。</p> <p>なお、施設の管理については、県から指定管理者に委託しているため、場内の見回り等、定期的な確認を行い、不具合等あれば速やかに報告するよう県からは、令和5年4月3日の年度協定書締結の際、口頭により指導した。</p>
<p>②福岡県緑化センター</p> <p>(意見23-1) 費用対効果を踏まえた施設更新に係る検討について</p> <p>ポイラー設備を更新とした場合のコストについて県に確認したところ、現在の経費状況からは数百万程度のコストがかかる見込であることであつたが、ポイラー施設を維持する目的である温室について今後も維持するかはまだ未検討であつた。</p> <p>緑化センターの施設機能として温室を維持するかについては、費用対効果の検討のため、施設を利用する利用者に対しては、アンケータで意見徴収を図る、HPで県民からの意見を求める等、県民のニーズがどの程度あるかを確認した上で、ポイラー室を維持するためのコストとの比較衡量して、今後も、温室を維持するかを検討する必要がある。</p>	<p>温室の維持及び活用については、指定管理者と協議し、検討することとした。</p> <p>令和5年7月10日の豪雨により、ポイラーが被災したが、冬季における温室内の苗木の生育に必要と判断したため、ポイラーの改修工事を令和6年1月26日に契約した。</p>
<p>(意見23-2) 長期間未利用となつている備品の取扱いについて</p> <p>今後の利用可能性は著しく低いと考えられる備品が、県民も利用可能なスペースにおかれており、未利用のまま放置されていた。</p> <p>県が指定管理者に求める備品の現物管理は、年次報告にて指定管理者に備品台帳については報告を求めていない。</p> <p>長期間未利用である備品を把握するためには、現物の有無だけではなく、備品の利用状況や長期未利用となつている備品についてもあわせて報告を求めることが望ましい。</p> <p>また、視察で確認したブラウマン管テレビとビデオデッキについては今後の利用可能性は著しく低いと考えられることから、施設スペースの有効利用の観点からも早急に処分や売却を検討されたい。</p>	<p>指定管理者と協議し、順次処分を実施した。</p> <p>テレビ：令和4年12月28日処分何かが提出され、令和5年1月19日に県において返納書が決裁、令和5年6月9日に処分報告ビデオ：令和4年12月28日処分何かが提出され、令和5年1月19日に県において返納書が決裁、令和5年6月9日に処分報告この外、令和4年12月28日、令和5年4月18日、令和5年6月1日、令和5年12月14日に処分の協議があり、それぞれ令和5年1月19日、令和5年4月26日、令和5年6月12日、令和5年12月22日に県において処分を決議し、順次処分を行った。</p>

<p>(意見23-3) 備品管理ラベルの貼付について</p> <p>県は、備品管理の効率化の目的で、備品管理ラベルを発行し、備品に貼付することで、備品現物の所在や現物管理に活用している。その趣旨からは、過去の備品管理ラベルと現在の備品管理ラベルの両方が貼付されていることは備品の管理で混乱を招かぬず、非効率的な管理となっている。</p> <p>過去の備品管理ラベルと現在の備品管理ラベルで重複している備品については、現在の備品管理ラベルだけとし過去の管理ラベルは剥がす必要がある。現在利用している備品管理ラベルが明確にわかるようにすることが望ましい。</p>	<p>指定管理者と協議し、順次ラベルの統一を実施した。 令和5年6月28日にラベルを送付し、貼付依頼すること で、ラベルの整理を行った。</p>
---	--

【県土整備部】

監査の結果及び意見	講じた措置等
-----------	--------

港湾課

①苅田港

(意見15-1) 使用見込みがないパソコンについて

一般備品として登録されているパソコンが5台ある。そのすべては購入から10年超経過しており、情報システム所管部門が関知しないパソコンである。

使用見込みがないパソコンについては、ハードディスク破損など情報漏洩リスクを0にする対応をたうえ、廃棄等を実施することを検討されたい。

使用見込みがあるパソコンについては、現行の情報資産管理ルールに基づき管理を実施されたい。

(意見15-2) 港湾施設管理に係る情報資産の保存について

港湾施設的设计図書や港湾維持管理関連工事等が、外付ハードディスクドライブに保存しており、当該ハードディスクドライブの破損、紛失により、港湾管理に必要な情報にアクセスできないリスクがある。

港湾施設的设计図書や港湾維持管理関連工事等、港湾施設管理内ネットワークについては、適時に情報アクセスができるよう内ネットワークに保存することを検討されたい。内ネットワークの記憶容量の割当が不足する場合には、記憶容量の割当追加することを検討されたい。

②大牟田港

(指編18-1) 野積場の使用について

港湾施設である野積場について、目的通りの使用がされていない箇所がある。

野積場とは、その使用目的について明示されたものはないが、海上輸送貨物の荷捌きはきや一時保管のための施設であると考えられる。福岡県港湾施設管理条例第4条では「港湾施設の目的に従いこれを使用(通常使用)」することと規定されており目的利用が行われていない状況である。

また、県から申請者に発出した「港湾施設使用許可書」を閲覧したところ、「取扱貨物」欄が空白にもかかわらず、「使用の種類」には専用使用として、目的使用として県は許可をしている。県は、港湾施設使用申請について、その使用目的を把握したうえで許可の検討を行う必要がある。

(意見18-1) 港湾施設に関する情報について

港湾施設に関する資料である「大牟田港平面図」及び「港湾施設情報」の情報更新されていない。

「大牟田港平面図」は大牟田港配置図であるが、手書きで作成されたものであり、その作成時期は不明である。

「港湾施設情報」は所定の書式で港湾施設の概要情報がまとめられているものであるが、「面積」欄では、全野積場の臨港地区内敷地面積と臨港地区外敷地面積に同じ面積が記載されている。「主要取扱科目」欄には“雑貨”と記載されている。「主要用材」「保管容量」「建設開始及び終了年度」欄が空欄になっているため施設状況を把握することができない。

適切な港湾施設管理に資するよう適時に「大牟田港平面図」及び「港湾施設情報」の情報更新を実施されたい。

大牟田港は水深が浅く、大型船の着岸ができない。また、昭和52年から泊地を理め立てたため、大半の貨物船が三池港にシフトした。そのため、空いた野積場を土木業者等に貸し出しを行うようになったが、その際に「目的外使用」とすべきところ「専用使用」として許可をしていた。

令和5年4月1日より、申請書に使用目的の記載を求め、貨物船による荷役を伴わない野積場使用においては、「目的外使用」として許可を行うこととした。許可に際しては、現地の状況及び開取り、係船状況を確認を行っている。

外付ハードディスクドライブに保存している情報資産について、ファイルの整理を行った上で必要な記憶容量の確認をしたところ、当所に割り当てられている内ネットワークの記憶容量で保存可能であったため、令和5年8月、適時に情報アクセスができるよう内ネットワークに保存した。

「港湾施設情報」については、令和5年5月31日付けで更新を行った。臨港地区内外を精査し、面積の修正を行った。また、主要取扱科目については、現在取扱されている貨物名に修正を行った。その他、廃止された案件については、削除を行った。今後、修正がある場合は毎年5月末に更新を行う。「大牟田港平面図」については、適宜情報更新を行っている。

<p>(指摘18-2) 占用の申請について 自販機設置についての占用の手続きが行われていない。県は、自販機設置について把握しておらず、設置の時期、経緯等については不明である。 県は直ちに自販機設置経緯について調査を行い、継続して設置することが必要と認められる場合には、使用者に対して占用の手続きを求めるところを実施されたい。</p>	<p>令和5年度から福岡県港湾施設管理条例に基づき占用手続きを行うこととした。 ・令和5年2月上旬から3月下旬にかけて調査・協議を実施。 <設置箇所> ①野樟場、②③④管理棟横、⑤テニス更衣室 <設置経緯> ①野樟場使用者従業員用として設置(H30.7) ②③④公園利用者への水分補給のため設置。沿岸道路建設に伴い、大牟田市管理棟を大牟田市有地から公園内に移設した際に、従前から管理棟横に設置されていた自販機も移設した。(平成14年7月) ⑤テニスコースト使用者への水分補給のため設置、時期不明 ・結果 ①は令和5年3月下旬に撤去した。 ②③④⑤については継続して設置する必要があるため、設置者に対し県への占用申請を行わせ、令和5年3月下旬に許可した。(占用期間：令和5年4月1日から1年間)</p>
<p>(意見18-2) 港湾管理嘱託員の巡視について 今回の現場視察では、野樟場もしくは緑地公園において、その使用方法や自販機設置の目的外使用について不適切な使用実態が明らかになった。 一方で、港湾管理嘱託員が配置されており、大牟田港と三池港を合わせて日常的に巡視活動が行われている。しかし、港湾巡視日誌」を通査したところ、状況は報告されていない。港湾嘱託員による巡視が有効に機能していれば、実態について把握できた可能性がある。 県は、港湾施設の維持、及びその使用に関する管理水準を上げるため、港湾管理嘱託員による巡視が適切に行われるよう、巡視が十分に機能しなかった要因を分析し、その結果に応じた対策を講じることが検討されたい。</p> <p>[企業局]</p>	<p>野樟場の利用開始及び自販機設置の港湾管理嘱託員の任用以前であり、新たに発生した事案ではないため、気づくことができなかった。令和5年2月28日以降、平面図に野樟場の許可状況や占有物件を記載し、新規発生事案の把握に努めることとした。 また、令和5年4月から、港湾管理嘱託員に新規に占用許可を行った場合に起案決裁後に回覧を行い押印をさせ、場内・内容の確認を行わせており、前日等と状況が異なる場合は、日誌に記載したうえで報告を行うよう指導した。 さらに、令和6年1月からは、占有物件の設置等が行われた時に、日誌に記載したうえで報告を行うよう指導した。</p>
<p>監査の結果及び意見</p>	<p>講じた措置等</p>
<p>管理課 ①発電所 大淵 (意見20-1) 施設管理に必要な資格保有者の確保について 発電施設を運営管理するために配置が必要な資格保有者が不足している。 発電施設については、「電気主任技術者」及び「ダム水路主任技術者」の資格が必要となる。「電気主任技術者」の資格免許交付には資格試験もしくは学歴及び必要経験年数の要件があり、「ダム水路主任技術者」の資格免許交付には学歴、及び必要経験年数の要件がある。 また、勤務地となる矢部川発電事務所への通勤手段には限られており、近隣に職員住宅がない状況において、勤務職員には長時間通勤による勤務時間上の不利益、もしくは、自家用車利用にかかるとなる不利益が生じる恐れがある。資格保有者が少ない場合は、配置換えの選択肢が限定され、不利益が資格保有者に集中することになる。発電施設を運営管理するために配置が必要な資格保有者を計画的に増員することを検討されたい。 なお、現在の資格保有者がきわめて少数であるため、資格を保有することでも不利益をうける可能性があるのであれば、職員の種類的な資格取得は期待できない。資格保有する職員を計画的に確保するには、上記のような不利益が資格保有者に集中することにならないよう手当等のインセンティブを別途具体的に検討する必要がある。</p> <p>(意見20-2) 土地の現状確認について</p>	<p>企業局職員の勤務時間、勤務条件その他職務に関しては知事部局の例による。 監査の意見を受けて、来年度以降の「電気主任技術者」及び「ダム水路主任技術者」の資格保有者の計画的確保について、人事所管部局に説明を行った。 また、手当等のインセンティブの必要性については給与所管部局に説明を行った。</p>
<p>(意見20-3) 長期未利用となっている備品の取扱いについて 土地地として利用する土地について、保安規則では現状確認の対象となっていない。 県は、水路等の発電施設が設置してある土地の他、施設設置時に発生した不用土砂を捨てるために取得した土地を保有している。土地地については、水路等の設置がないため巡視点検の対象となっていないが、不法放棄や隣接する民地所有者による越境使用等のリスクがある。</p>	<p>指摘を受け、現在実施している施設設置の土地の巡視に加え、土捨てについても巡視の対象とするため、保安細則を改正し、点検項目に土捨て場を追加するなどした。</p>
<p>最終使用日は不明であり、少なくとも過去3年間は使用実績がない備品(ビデオカメラ)があった。取得から20年以上経過しており機能の陳腐化が生じている可能性がある。 当該備品は利用見込みがないと考えられるため、備品管理事務の軽減、及び、有効活用の観点からも処分や売却を検討することが望ましい。</p>	<p>当該備品(ビデオカメラ)について、令和6年3月22日に廃棄物として処分した。</p>

【警察本部】

監査の結果及び意見	講じた措置等
施設課	
②警察本部北九州試験場	
<p>(指摘14-1) 試験場敷地外の使用許可について</p> <p>令和3年度行政財産目的外使用許可(電柱敷)一覧表に基づいて現場視察及び県に確認を行ったところ、支柱1本については、北九州市より借用していた土地に設置された電柱であり、この土地はすでに北九州市へ土地を返還しているにも関わらず、そのまま使用許可の更新継続(年額1,500円)をしていたことが判明した。</p> <p>敷地となっている土地の貸し借りに関しては、その上に設置されている構造物にも留意し、目的外使用許可などの行政手続は限りなく行われるように留意された。</p>	<p>本件は北九州市に土地を返還する際、同土地上の使用許可について確認せずに手続きを進めたことが原因である。</p> <p>措置として、令和5年3月に行政財産目的外使用許可の取消しを行い、行政財産使用料の過誤納金を3月22日に還付した。</p> <p>今後、行政財産目的外使用許可については、当該財産を管理する職員が確実に現況等を確認した上で、適正に手続きを行うよう指示した。</p> <p>特に土地の賃借手続きにおいては、土地そのものだけでなく、その上の構造物の帰属等も確認して処理するよう指導した。</p>
<p>(意見14-1) 仕様書等の契約書への綴じ込みについて</p> <p>北九州自動車運転免許試験場庁舎清掃業務、北九州自動車運転免許試験場建築物環境衛生管理業務、北九州自動車運転免許試験場空調設備保守点検業務、運転免許更新等業務委託、停止処分講習等業務委託のいずれの契約書においても契約書を綴るにあたって、仕様書等が綴られていなかった。</p> <p>仕様書等を契約書と一緒に綴るかどうかなどについては、県の条例等において決まった規定はないものの、一般的に仕様書等は契約書に記載された業務の内容について、より具体的に記載されたものである。仕様書等は、契約書の締結に当たって委託業者との間で合意された内容であることから、業務内容の適切な実施を担保し、委託業者との間で業務内容の実施に齟齬が生じないようにするために契約書と一緒に綴り込むことが望ましい。</p>	<p>警察本部では仕様書等の契約書への綴じ込みについては任意としていたが、本意見を受け、今後は必要な契約においては契約書に仕様書等を綴り込むよう指示した。</p>
<p>(意見14-2) 契約関連書類の保管について</p> <p>「北九州自動車運転免許試験場庁舎清掃業務」及び「北九州自動車運転免許試験場建築物管理業務」においては、仕様書等に作業員の事前承認として「受託者」は、業務着手前に北九州自動車運転免許試験場長(以下「場長」)に対して、「清掃作業員一覧表」を提出し、承認を得ることがとされており、また、「清掃作業員一覧表」の提示を求めたが、現物を確認できなかった。</p> <p>委託契約において、作業員の一覧は必要な資格を作業員が保有しているか、実際に委託業者により雇用された者か、県の施設に出入りする許可を与えた者かどうかなどを確認するために必要な書類であると思われる。仕様書に書類の提出を求め、県が承認することを明記している書類については、県が承認した事実を確認することが出来るように、少なくとも契約期間の継続する間は契約書とともに保管しておくことが望ましい。</p>	<p>本作業員一覧は契約当初に提出してもらい、一般書類として保管し、作業員の確認に使用していたが、一般書類の保存期間満了に伴い、処分したことによる原因がある。</p> <p>今後は、作業員一覧を契約書等の契約関係書類とともに保管・廃棄するよう指示した。</p>

【指定管理者制度について】

総務部行政経営企画課	監査の結果及び意見	講じた措置等
<p>①指定管理者応募者数増加のための方策の検討について</p> <p>監査対象施設として選定した指定管理者制度導入の施設のうち、7つが公募、3つが個別選定となっており、公募した施設については全て応募事業者が1社となつている状況であった。今後の果施設の持続可能な施設運営のためにも、指定管理制度が民間事業者にとって魅力のある制度であることが重要となる。競争性の確保のためにも応募者の増加が必要となると考えられる。指定管理業務の主な業務は施設の管理運営業務であり、体育館等、応募者が複数事業者発生している施設も存在していることから、全庁的な課題として募集要項や応募条件等に際しての課題について正確に把握し、次の公募の際には、競争性を確保するために複数の応募者が参加するよう新たな対策を図ることが望ましい。</p> <p>他県の類似施設の応募状況を踏まえて、課題把握のために現在行っている現地説明会の参加事業者への聞き取り調査だけでなく、他県の公募資料や指定管理業務内容、インセンティブ等の分析を行い、応募者数増加に向けた取組みをすることが望ましい。</p>	<p>現在の指定管理者からは、「人件費や多くの物価が高騰しており、指定管理料を上乗せして欲しい」との意見があつている。</p> <p>県では、これまで新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響による収支不足分や原油価格高騰による経費増額分を負担するなどの支援策を講じてきたが、そのような人件費や物価の高騰に機動的に対応できるように、人件費については人事委員会勧告、物価については日本銀行が示している「企業物価指数」又は「企業向けサービス価格指数」を用いて、指定管理料を算定することとした。</p> <p>このような見直しを募集要領や協定書に反映させることで、応募者が積極的に応募できるよりに見直すこととした。</p>	
<p>②県と指定管理者との責任分担表の再検討と募集要項での公表について</p> <p>県は新型コロナウイルス感染症及び昨今の光熱費高騰に対する対応を感ずっている。募集要領の標準例だけに限らず、新型コロナウイルス感染症及び昨今の光熱費高騰に関する記述がなく、責任が指定管理者のみにあると認識し、公募意欲をそがれる可能性があり、応募者が減少する要因とならう。</p> <p>今後、新型コロナウイルス感染症拡大や昨今の光熱費の高騰に対する対応を踏まえ、基本協定の責任分担表に発生起因や高騰の要因別の責任区分を明確にする必要がある。</p> <p>また、指定管理者と県の責任分担が選定時に明確に分かるように、募集要領の標準例について見直しを行うことが望ましい。</p>	<p>前述のとおり見直したことに伴い、責任区分を見直し、募集要領において示すこととした。</p>	
<p>③指定管理者運用に係る共通ガイドラインの検討について</p> <p>指定管理者制度の運用にあたって、県として所管課や指定管理者が準拠すべき基本的事項や留意事項についてガイドラインとして透明性・公平性の確保や指定管理者の適切な運用を進めることに意義があると考えられる。</p> <p>新潟県や鳥根県など、他県でも指定管理者制度のガイドラインを設け、公表している事例が多数存在することから、福岡県でもガイドラインを設け、運用することを検討することが望ましい。</p>	<p>県では、指定管理者制度のガイドラインを設けていないが、募集要項において公募条件を明確に示しており、また、指定管理者選定委員会の議事概要を公表している。そのため、選定過程の透明性・公平性は確保されていることから、指定管理者制度のガイドラインを設けることの検討は見送ることとする。</p>	
<p>④指定管理料と受益者負担の考え方について</p> <p>限られた財源を有効に活用するためには、県民利用施設でサービスを提供するために係るコスト（原価）を基準として、受益者負担をどの程度求めるか、すなわちどの程度県が財政負担を行うかを検討する必要がある。その検討は個別施設毎に検討するのではなく、県民利用施設全体での公平性が求められる。そのため、施設の設置目的を考慮して、どの程度県が財政負担を行うかの検討が必要となると考えられる。</p> <p>北九州市、福岡市の両政令指定都市においては、県の施設に係る受益者負担の有り方を検討し、市としての財政負担の有り方に関する検討状況や方針を公表している。</p> <p>県の方針として施設の設置目的にあわせて受益者負担が増加する恐れがある。受益者負担のあり方に係る県民向け施設の統一的な指針を定めることで、限られた財源をどの施設に重点において配分するか、政策的にどの施設を重視するか等の検討が図れるものと考えられる。</p> <p>県は、県民向け施設に係る受益者負担の有り方に係る指針を検討することが望ましい。</p>	<p>県の施設は「住民の福祉を増進する目的をもつてその利用に供するための施設」である。受益者が負担している施設の利用料金については5年に1回定期的な見直しを行っており、適切な料金設定となつてきていることから、受益者負担のあり方に係る統一的な指針の検討は見送ることとする。</p>	

【総合意見】 県有施設の施設運営に関するリスク対応について

総務部財産活用課	講じた措置等
<p>監査の結果及び意見</p> <p>① 「ヒト」に関するリスク 施設そのものの維持・整備やその財源が確保されても、その運営を担う「ヒト」が確保されていない場合は施設設置の目的を果たすことができない。「ヒト」に関するリスクに対応するためには、担い手の選択股を持つこと、また、その状況を継続的に維持することに必要になる。具体的には、民間事業者へのサウンディング、それに基づく業務仕様検討と各種法制度の整理、業務発注者もしくは直営事業の担い手として県職員育成等、革新的な目線での対応が求められる。</p> <p>② 「モノ」に関するリスク 今回の施設現地監査では、「福岡県公共施設等総合管理計画」では拾いきれない施設運用・整備上のリスクが検出された。今回認識した施設運用・整備上のリスクが検出された主な原因として、県による施設の実態把握が十分にできていないことが考えられる。 県においても「福岡県内部統制に関する指針」に基づき、施設運用・整備上のリスクの洗い出しができるよう、施設の実態把握に能動的に務めることが期待される。 また、県は施設の実態把握のみならず、具体化しているリスクについては対応するとともに、責任の所在が不明確になりやすい委託業者、指定管理者の交代・引継には、主体的な関与が望まれる。</p> <p>③ 「カネ」に関するリスク 適時適切な維持修繕が実施されず維持修繕コストが大きくなるリスクを認識し、施設の実態把握に能動的に務めることが期待される。 受益者負担のあり方に関する方針を定め、現行の施設利用料金を当方針と整合性を図ることが望ましい。 瑕疵の施設におおつて長期使用していない備品が廃棄されずに管理対象のままになっている。紛失、横領、備品の種類によっては情報漏洩を誘引する原因になるのみなならず、管理が継続することで資産の管理コストが低減できないリスクとして認識されることとなる。 管理運営コスト全体と比較して金額的なインパクトは小さいものの管理対象範囲を減らすことで、コストのみならず様々なリスク回避につながる。そのため、各施設で使用可能性がないものについては、他事業での使用可能性を検討したうえで、積極的に廃棄等の処理を推進することが望ましい。</p> <p>(改善提案) 県は、施設の管理運営に係るリスクを網羅的・総合的に洗い出し、許容できる水準までリスクを低減していくリスクマネジメントを強化されたい。</p>	<p>県有施設の管理運営については、福岡県財務規則第208条「財産管理者の注意義務」、また福岡県庁内管理規則第4条「庁内・室内管理者の使用の規整、秩序の維持」において規定されている。それらの原則に基づき、各施設管理者は、所管する県有施設の管理や秩序維持を行っている。</p> <p>また、厳しい財政状況の中、県有施設の執務環境や機能を維持しつつつ使用していくため、「福岡県公共施設等総合管理計画」及び「個別施設計画」を策定し、中長期的な視点による更新・集約化・長寿命化等を計画的に行っている。その枠組みの中で策定された「福岡県県有建築物点検マニュアル」を用いて各施設管理者において施設の点検を行い、施設状態を把握し、計画的な修繕等を行っている。これらの取組によって、施設の維持管理上のリスクを低減し、各施設の長寿命化を計画的に図っている。</p> <p>今後の県有施設の適切な運営管理のため、庁内において財産管理を統括する財産活用課において、財産管理上の注意義務や留意点などに関する研修等の周知徹底や、施設管理時の各施設所管課への修繕等の相談対応、並びに施設の実態把握や長寿命化のための各施設管理者への指導を実施する。これらの取組を通じ、各施設所管課における施設の実態把握や、計画的な修繕等の実施を促すことにより、県有施設の管理運営に係るリスクマネジメントを確実に実行していく。</p> <p>また、各施設の利用実態や老朽化等の状況を踏まえ、福岡県公共施設等総合管理計画に定める、公共施設の最適配置や民間活力等の活用を検討も併せて行うことで、効率的な県有施設の運用を図っていく。</p>

海区漁業調整委員会

公告

筑前海区漁業調整委員会指示の改廃案について、令和6年3月1日から令和6年4月1日までの間、御意見を募集しました。

その結果、提出された御意見はありませんでしたので、原案のとおり令和6年4月19日に漁業調整委員会指示を発動しました。

令和6年4月19日

福岡県筑前海区漁業調整委員会 会長 富重 信一

問合せ先

漁業調整委員会事務局

電話：092-643-3557

メールアドレス：gyokan@pref.fukuoka.lg.jp

筑前海区漁業調整委員会指示第209号

漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項の規定に基づき、筑前海区における小型定置網漁業の操業を保護するため、次のとおり指示する。ただし、試験研究機関等が調査研究のために水産動植物を採捕する場合は、この限りではない。

なお、令和3年11月26日付け筑前海区漁業調整委員会指示第200号は、令和6年5月31日をもって廃止する。

令和6年4月19日

福岡県筑前海区漁業調整委員会 会長 富重 信一

1 指示の適用海域

筑前海区海域

2 指示の内容

次の(1)及び(2)で示した小型定置網漁業の操業保護区域においては、当該小型定置網漁業によるものを除き、水産動植物を採捕（採捕行為を含む）してはならない。ただし、漁業権者及び許可漁業者の同意がある場合を除く。

(1) 落網（登網を持つ小型定置網）

垣網（道網）の前面500メートル及び後面100メートル並びにその他の網部分の周辺100メートル。ただし、姫島漁港東防波堤から北東800メートルの海面に設置される落網（姫島地先）については、垣網（道網）の前面500メートル及び後面300メートル並びにその他の網部分の周辺300メートル。

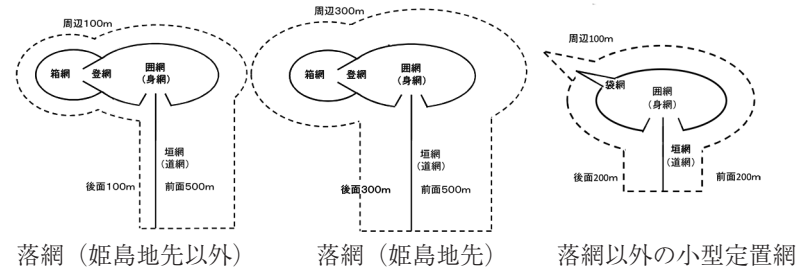
(2) 落網以外の小型定置網

垣網（道網）の前面200メートル及び後面200メートル並びにその他の網部分の周辺100メートル。

3 指示期間

令和6年6月1日から令和11年5月31日まで

小型定置網漁業の操業保護区域（参考）



公告

筑前海区漁業調整委員会指示案について、令和6年3月1日から令和6年4月1日までの間、御意見を募集しました。

その結果、提出された御意見はありませんでしたので、原案のとおり令和6年4月19日に漁業調整委員会指示を発動しました。

令和6年4月19日

福岡県筑前海区漁業調整委員会 会長 富重 信一

問合せ先

漁業調整委員会事務局

電話：092-643-3557

メールアドレス：gyokan@pref.fukuoka.lg.jp

筑前海区漁業調整委員会指示第210号

漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項の規定に基づき、筑前海区における定置網漁業の操業を保護するため、次のとおり指示する。ただし、試験研究機関等が調査研究のために水産動植物を採捕する場合は、この限りではない。

令和6年4月19日

福岡県筑前海区漁業調整委員会 会長 富重 信一

1 指示の適用海域

筑前海区海域

2 指示の内容

定置漁業権漁場内に設置される定置網（小型定置網を除く。）においては、次に示す範囲を保護区域とし、当該定置網漁業によるものを除き、水産動植物を採捕（採捕行為を含む）してはならない。ただし、漁業権者の同意がある場合を除く。

垣網（道網）の前面及び後面並びにその他の網部分の周辺300メートル。

3 指示期間

令和6年6月1日から令和11年5月31日まで

定置網漁業の操業保護区域（参考）

